

市町村の特殊詐欺等消費者被害防止のための取組

市町村名	事業名等	事業内容等
長野市	広報誌での啓発	・特集記事（年3回）での啓発
	市HPでの啓発	・ホームページに特殊詐欺に関する注意喚起の記事を随時掲載
	消費者行政活性化事業	・住民自治協議会等の地域の団体が開催する講演会へ専門講師を派遣し、特殊詐欺などの消費者被害防止の啓発を実施（12団体予定）
	出前講座・啓発冊子配布	・出前講座で被害防止を啓発するとともに、啓発冊子を配布
	新聞での啓発	・週刊長野及び長野市民新聞に啓発記事を掲載（毎月1回）
	放送媒体での啓発	・有線共設協会（隔月）、川中島・篠ノ井・松代・若穂有線放送（隔月）で被害防止の啓発を実施 ・SBCトイゴビジョンでの啓発（毎日放映） ・FMぜんこうじでの啓発放送（年2回）
	くらしの安心サポーターを通じての啓発	・長野市くらしの安心サポーター（22名）が各地域で啓発を随時実施 サポーターに対する研修会開催（2回）
	消費者団体への協力	・市内消費者団体が配布する啓発グッズの作成の協力
	街頭での啓発	・県警や県と連携し、年金支給日に街頭での啓発を実施
	回覧板での啓発	・全戸へ回付される回覧板の紙バサミファイル本体へ、特殊詐欺被害防止に関する記事を印刷
松本市	街頭啓発	・悪質商法、特殊詐欺等被害防止のために、啓発活動を行う。（松本駅前、商業施設等）
	消費者被害防止の松本エリア路線バス車体・車内広告	・悪質商法、特殊詐欺の被害防止のため、車体広告を市内循環バス2台に、車内広告を市内循環バス32台に行う。
	特殊詐欺等被害防止のためのチラシの全戸配布	・悪質商法、特殊詐欺の被害防止のために全戸配布チラシを作成し、町会を通じて配布する。
	出前講座	・悪質商法、特殊詐欺等の被害防止のため、寸劇等を交えた出前講座を開いていただくよう、町会や公民館を通じて依頼し、出前講座実施数の増加に努める。
	広報・市ホームページ・安心ネットでの注意喚起	・広報・市ホームページ・安心ネットでの悪質商法、特殊詐欺等の注意喚起を行う。
	役所を名乗っての還付金詐欺の注意喚起	・薬局・病院・歯医者等の店内で目のつくところに掲示していただくように依頼した。 ・福祉部局で、同様の内容を封筒に印刷して、注意喚起に努める。
	消費生活展 ^パ 祢展示	・悪質商法等について注意喚起のためにパネル展示を行う。
	地方週刊誌に相談事例を掲載	・月1回、消費生活センターに寄せられた相談内容を掲載し、注意喚起に努める。
	消費者被害防止のための落語・寸劇「智恵の話」会の開催	・8月5日と9月21日に落語・寸劇会を開き、違った視点から注意喚起に努める。
	特殊詐欺被害対策庁内連絡会議での取組み	・市内連携6団体と市関係課長との対策会議の開催 ・市関係課特殊詐欺対策担当係長会議の開催 ・年金支給日に市内の銀行や大型スーパー等の店頭などで特殊詐欺被害防止の街頭啓発
上田市	防犯指導員研修会の開催	・特殊詐欺被害が急増していることに伴い、防犯指導員研修会(6/29)で、丸子修学館高校演劇部による電子マネー・還付金詐欺の演劇、上田市消費生活相談員による講演を実施予定。
	消費生活展（環境フェア）の開催	・市内3地区で行われる消費生活展において、特殊詐欺被害防止、悪質商法被害防止の啓発を実施予定。

市町村名	事業名等	事業内容等
上田市	特殊詐欺非常事態宣言の発令	・多発している特殊詐欺被害に対し、市民一丸となり取組を強化するため、H27.12.24、市長による「特殊詐欺非常事態宣言」を発令。
	特殊詐欺防止対策本部の設置	・H27.12.24、市役所内に本部長を市長とする「特殊詐欺防止対策本部」を訓令により設置し、被害防止のための施策の検証、情報収集及び発信等を実施。
	市役所職員による特殊詐欺サポーター員の発足と活動	・特殊詐欺非常事態宣言の発令に伴い、広く市民に接する市役所関係部署職員による「特殊詐欺撲滅サポーター員」33名を発足し、各所属の特性を活かした啓発を実施。また、全職員には、月3回「特殊詐欺被害ゼロの日」を設定し、窓口などに来訪した市民の皆さんに啓発を実施。
	特殊詐欺等被害防止連絡協議会の発足	・H28.2.18、特殊詐欺及び消費者被害を防ぐため、高齢者等の訪問・見守り活動等を行っている様々な組織、団体、警察、行政等が連携して地域全体で未然防止等を図ることを目的として発足。
	上小地域の安全・安心まちづくり地域大会の開催	・H28.1.31、防犯協会、上小地域の4市町村が連携して、同地域の住民の防犯意思を高め、安全で安心して暮らせる地域社会を目指すため、第1回「上小地域の安全・安心まちづくり地域大会」を開催。第1回の内容は、特殊詐欺被害防止をテーマに行った。
	街頭啓発活動の実施	・季節ごとの地域安全運動又は年金支給日に、駅前、大型スーパー等において、警察、防犯協会、消費生活センター等と連携し、街頭啓発を継続して実施。
	広報紙、啓発チラシ、グッズの配布	・随時、市広報紙「広報うえだ」に特殊詐欺及び消費者被害防止関連の記事を掲載し、また、啓発チラシを作成し、全戸配布した。
	各種広報媒体を利用した啓発	・随時、市メール配信システム、有線放送、ケーブルテレビ等各種の広報媒体を利用して、特殊詐欺の前兆電話の注意喚起等を継続して実施。
	生活安全、消費者被害防止出前講座の開催	・自治会、団体等からの要望に基づき、出前講座を継続して実施。
岡谷市	広報誌での啓発	・広報誌へ被害防止のワンポイント情報の掲載
	市ホームページでの啓発	・市ホームページへの被害防止情報等の掲載
	出前講座の実施	・消費生活相談員が出前講座にて、悪質商法の手口並びに特殊詐欺について注意喚起 保育園の保護者、団体等（年数回 本年度予定数5回）
	パネルシアターの実施	・岡谷市消費者の会が要請先（高齢者の集会等）に出向きパネルシアターによる特殊詐欺の啓発活動
	年金支給日街頭啓発活動	・警察・市防犯協会連合会による「身近で発生する犯罪・交通事故発生ゼロ対策チーム」のメンバーにより、年金支給日に合わせて市内金融機関前での啓発活動
	特殊詐欺非常事態宣言の発令	・多発している特殊詐欺被害に対し、市民一丸となり取組を強化するため、H28.6.30、市長による「特殊詐欺非常事態宣言」を発令。
飯田市	電話による特殊詐欺等被害防止対策事業	・詐欺犯との接触を断つための有効な手段として、狙われやすい高齢者（60歳以上）を対象として、以下のような特殊詐欺等被害防止対策機器を自宅に設置する場合、購入及び設置に掛かる経費の2/3（上限5,000円）を補助する。 ・詐欺対策機能付電話機 ・固定電話に接続する自動応答録音装置 ・固定電話に接続する自動着信拒否装置
	メール配信による情報提供、注意喚起	・市民、警察等から寄せられる特殊詐欺に関する情報から、緊急性、被害拡大の恐れのある案件について、「事件・事故情報」について配信を希望する登録者に対し、メールによる情報提供を行う。
	その他の手段による情報提供	・市民、警察等から寄せられる特殊詐欺に関する情報から、緊急性、被害拡大の恐れのある案件について、市ホームページ、飯田ケーブルテレビ、飯田FM放送によるアナウンス、被害防止を呼び掛ける。
	特殊詐欺被害防止啓発チラシの全戸配布	・県作成の特殊詐欺被害防止チラシ「特殊詐欺ひとつとじゃない！」を、地区組織を通じて全戸配布。
出前講座	・地区組織、各種団体、その他市内で行われる多様な集まりにおいて、規模の大小を問わず機会を得られるよう呼びかけ、広報・啓発の講演を行う。（平成23年度より継続実施）	

市町村名	事業名等	事業内容等
飯 田 市	街頭啓発活動	・地元警察、防犯ボランティア、県と協働し、年金支給日に金融機関等で啓発チラシ及びグッズを配布し、注意を呼び掛ける。
	職員、小中学校、保育園に対する情報提供（随時）	・見守り新鮮情報等のリーフレットを活用し、庁内各課回覧による情報提供を実施。各課に対し主催する集会、講座、イベント等で特殊詐欺被害防止のための広報・啓発活動を依頼。
	連携する多様な団体への情報資料・グッズの提供	・啓発用ちらし、リーフレット、グッズ等を、必要数用意して提供。
	啓発のぼり旗の活用	・本庁、自治振興センター、一部公民館に、特殊詐欺被害防止啓発のぼり旗を配備。地区における注意喚起、啓発活動に活用。
諏 訪 市	金融機関店頭啓発活動	・年金支給日（偶数月15日）に金融機関の店頭において、リーフレット等を配布するなどの街頭啓発を実施 ・振り込め詐欺防止ののぼりを作成し金融機関に配布する。
	広報紙による啓発及び相談窓口の周知	・広報紙による啓発及び相談窓口の周知 ・広報誌に特殊詐欺など消費者被害の事例を掲載して全戸配布し、市民に注意を呼びかけるとともに、消費生活センターの連絡先を周知。（毎月1日発行）
	防災無線を利用した呼びかけ	・年金支給日の前日夕方に防災無線を利用して被害防止の注意喚起を実施。
	特殊詐欺被害防止チラシの作成	・年4回、特殊詐欺被害防止のチラシを発行し毎戸配布を実施。
	特殊詐欺被害防止啓発	・消費者月間に合わせ、市役所ロビーでパネル展示、啓発用品の配布などを実施。 ・消費生活相談員による出前講座を実施。 ・老人クラブ連合会に詐欺被害防止のための啓発用品を配布。
	迷惑電話防止機器購入補助	・平成28年度より実施。迷惑電話防止機器の購入に対し補助金を交付する。
	消費生活センターポータルサイト作成	・諏訪市のサイトで公開している消費者向けの情報を集約し、より消費者の利便性を図る。
須 坂 市	高齢者宅へチラシを配布	・交通安全運動に関連して高齢者宅を訪問、チラシを配布
	広報、ホームページにて注意喚起	・年2回、特殊詐欺の事例などを紹介し注意喚起を実施した。今後も随時掲載予定。
	啓発出前講座の実施	・高齢者を対象とした特殊詐欺や悪質商法に関する出前講座を27年度に2回実施。今後も随時開催予定。
	イベント時にチラシ、啓発品等を配布	・成人式や、自治会の区長会総会等の機会を活用し、特殊詐欺被害防止を訴えるチラシや、啓発品を配布。
	隣組回覧や公民館への掲示による啓発チラシ配布	・「くらしまる得情報」「ながの金融だより」等のチラシを各戸に見てもらえるように隣組回覧を利用。民生児童委員に配布。公民館など市の施設にても掲示し、周知する。
	防災行政無線、メールマガジン、ツイッターによる啓発	・詐欺被害の報告等を受け、防災無線やメールマガジンやツイッターを用いて迅速に市民に向けて情報発信。（随時）
	啓発グッズの配布	・架空請求、振り込め詐欺の注意喚起のポケットティッシュを庁舎内の窓口をはじめ、市内銀行窓口、公民館等の市施設や成人式、防犯の会議にて配布した。庁内窓口に引き続き設置し注意喚起を行っていく。
	注意喚起を掲載した回覧板の使用	・クリーニングオフに関する情報や特殊詐欺の注意喚起の内容を印刷した回覧板を本年度も引き続き使用し周知。（年間）
	庁舎に横断幕を掲示	・特殊詐欺に関する注意喚起を掲載した横断幕を製作。庁舎外壁に掲げ、注意喚起を強化した。
高齢者に向けて窓口の周知	・高齢者に向けた啓発用メモパッドを製作。敬老の日に合わせて、市内対象者に配布する。（9月実施）	
小 諸 市	通話録音装置の貸与	・特殊詐欺や悪質商法による被害を防止するために、希望する高齢者等に通話録音装置を貸与
	特殊詐欺、悪質商法被害防止ティッシュの配布	・特殊詐欺や悪質商法による被害を防止するために、注意喚起するチラシ入りポケットティッシュの配布（H28年度中）

市町村名	事業名等	事業内容等
小 諸 市	防災行政無線での被害予防の啓発放送	・不審電話等があったなど、市民から情報提供された際に、防災行政無線で、被害予防のため啓発放送を実施（随時）
	広報での啓発活動	・「消費者トラブル情報」として、特殊詐欺や悪質商法にあわないための情報提供を実施（随時）
	出前講座の実施	・各区から要望があった際に、職員や消費生活相談員が区へ出向き、消費者トラブルに巻き込まれないための講座を実施（随時）
	若者への啓発	・成人式参加者へ啓発チラシを配布（毎年1月） 市内2校の高校卒業予定者への啓発冊子の配布（1～2月頃）
伊 那 市	啓発活動	・チラシの配布（全戸への回覧、他部署と連携し高齢者向け文書へのチラシの同封） ・出前講座による啓発 ・他部署と連携し、各課開催会議、説明会等での啓発や講座の実施
	情報の発信	・広報誌への記事の連載 ・有線放送、CATV等による定期的な発信 ・緊急時には、メール、有線放送などによる緊急放送
	高齢者向け通話録音装置の貸し出し及び購入補助事業の実施	・平成27年度に貸出事業をモデル的に実施し効果を検証。 ・平成28年度については、購入補助を実施する。
駒ヶ根市	広報誌、ケーブルテレビ等による啓発活動	・特集記事での啓発 ・ケーブルテレビで注意を呼びかけるとともに、消費生活センターの連絡先を周知（4月）
	回覧板、啓発資料等の作成配布	・回覧板の紙はさみファイル本体へ、特殊詐欺被害防止に関する記事を印刷 ・悪徳商法等啓発チラシ作成、全戸配布
	防災行政無線による情報提供	・特殊詐欺等警察や市民から情報提供された際に、被害予防のための啓発放送を実施（随時）
	出前講座の実施	・出前講座を希望される地区に出向いて、高齢者向けの出前講座の実施（随時）
	通話録音装置の無料貸出事業	・高齢者等の消費者被害を防止するため、電話機に接続する通話録音装置の無料貸出事業を実施（H27、12月より）
中 野 市	平成28年度実施事業（予定）	・高齢者組織や生きがいデイサービス等において、講話、啓発チラシによる注意喚起を実施する。 ・H26に作成した回覧板での啓発活動 ・広報誌、ホームページ、音声告知放送及び文字放送、防災行政無線での注意喚起（随時） ・消費者講演会の実施 ・消費者被害防止用DVDを購入し、地域に貸出 ・各地区防犯指導員への研修会開催
大 町 市	広報紙での啓発	・広報紙への被害防止情報の掲載（年4回）
	防災無線での被害防止啓発放送	・特殊詐欺等、警察や市民から情報提供された際に、被害予防のため啓発放送を実施（随時）
	有線放送による啓発	・特殊詐欺等、警察や市民から情報提供された際に、被害予防のため啓発放送を実施（随時）
	消費生活パネル展示	・国民生活センターの「見守り新鮮情報」等を活用してのパネル展示
	出前講座の実施	・要請のあった自治会等へ出向き、出前講座を実施
	若者への啓発	・成人式にて啓発冊子等配布
	回覧板での啓発	・くらしまる得情報、ながの金融だより等を自治会組数及び小・中学校へ回覧
	ケーブルテレビ放送の実施	・消費者月間に合わせ、消費生活相談員が出演し、注意喚起の放送を実施（1週間、毎日6回）
飯 山 市	市報への記事掲載と防災無線を通じての呼びかけ	・市報に「安心・安全消費生活」と題して啓発記事を隔月（偶数月）に掲載。また、防災無線を使った注意喚起を随時実施。
	出前講座	・消費者トラブルなどをテーマにした出前講座を、希望のあった集落の集まり等へ出向いて実施。 （随時受付・実施）

市町村名	事業名等	事業内容等
茅野市	出前講座等・行政無線・広報誌・ホームページ・メールマガジンでの詐欺被害予防活動	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者クラブ、地区社協等の会合や消費生活展において詐欺被害に遭わないための情報提供や啓発チラシがプリントされたポケットティッシュの配布。 ・年金支給日の金融機関、ATMでの啓発。警察・防犯協会との連携。 ・広報誌・ホームページ・メールマガジンにより情報提供や啓発活動の掲載。 ・行政無線や行政チャンネルによる特番情報・毎月の情報提供を活用して、市民の方へ詐欺被害に遭わないための情報提供。市民課窓口での県作成の啓発DVDの放映。
	特殊詐欺等抑止電話機接続装置の貸出しの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年に引き続き電話機接続装置の効果を高めるため、市内4ヶ所の保険福祉サービスセンターや社会福祉協議会、地区民生委員からの設置対象者への呼びかけ、茅野市消費生活センターでの窓口・電話相談時での設置の呼びかけを行う。
	高齢者の見守り活動	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員、地域福祉推進課、保健福祉サービスセンター、市社会福祉協議会による、高齢者への見守り・声かけ活動の実施。 ・各地区における高齢者への弁当宅配時にチラシの配布。
塩尻市	市広報紙、市ホームページ及び市防災行政無線を活用した広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙、市ホームページに最新情報を掲載して、啓発を図る。また、特殊詐欺が疑われる前兆電話の情報により、市防災行政無線を活用して、市内全域で注意喚起を呼びかける放送を実施する。【随時】 ・市広報紙に特集記事を掲載して、啓発を図る。【5月】
	出前講座を開催	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設や集会、また、地区の防犯会議等へ出向き出前講座を開催して、啓発を図る。【随時】
	啓発チラシを配布	<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議、集会、イベント、街頭において、啓発用オリジナルティッシュ、チラシを配布する。【随時】
	啓発用オリジナルポケットティッシュを作成	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発用オリジナルポケットティッシュを作成し、出前講座等の機会に配布して、啓発を図る。 5,000個 【5月】
	【新規】消費者及び特殊詐欺電話被害防止対策機器を購入	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者及び特殊詐欺電話被害防止対策機器を購入して、主に被害に遭いやすい高齢者世帯を対象に塩尻警察署、長野県電機商業組合塩尻支部と連携して、貸し出しを行い被害の防止を図る。 50台【5月から随時】
佐久市	消費生活出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を対象に、身近な消費者問題について講演し、悪質商法被害防止と多発している特殊詐欺被害防止を図る。
	消費生活展	<ul style="list-style-type: none"> ・市内消費者関係団体の活動内容を展示し、消費者問題を市民に周知する。
千曲市	千曲市特殊詐欺防止対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年3月20日に副市長をトップとする「千曲市特殊詐欺防止対策本部」を立ち上げ全市的な対応を始め、いったん6月末までの活動としたが、被害がなくなる状況を受け、引き続き活動を行っている。
	市民に対する注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、ホームページ等への掲載 ・チラシの回覧、全戸配布等 ・千曲警察署からの依頼による屋外注意喚起放送 ・広報車による市内巡回注意喚起 ・休日の屋外注意喚起放送 ・循環バス、駅、医療機関等へのポスター掲示等 ・イベント会場における啓発用ティッシュの配布等
	各種団体に対する働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・千曲市防犯協会に、市が作成したチラシの配布等を依頼 ・区長会連合会等の場で、チラシ等の配布とともに千曲警察署員による講話 ・各種団体主催の事業の場での注意喚起・啓発活動
	消費生活センターによる出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・区長会連合会、老人クラブ連合会等に、出前講座の利用を促すチラシを配布
	消費生活相談員のレベルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・県、国民生活センター等が主催する研修に積極的に参加し、相談体制の充実を図る。
東御市	コミュニティFM放送を活用した啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署から依頼があった際すぐにコミュニティFMで概要を放送している。また、月1回（1時間程度）の消費生活番組を放送している。
	広報宣伝車等を活用した啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・上田警察署作成の特殊詐欺被害防止ソングと注意喚起文の読み上げを街頭宣伝車で広報している。
	消費者団体と連携しスーパーで注意喚起チラシ配布	<ul style="list-style-type: none"> ・H28.5月の消費者月間に合わせ、特殊詐欺被害防止のための啓発活動を市内スーパーにて消費社団体と実施した。

市町村名	事業名等	事業内容等
安曇野市	地域から詐欺被害をなくすための啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域へ出向いての出前講座や学習会・家庭訪問等、地域から特殊詐欺被害をなくす活動を実施していく。 ・敬老会や地区集会等で、寸劇を交えて学習していただき“心に残る”講座を行う。 ・毎月発行の広報誌やあずみのFMを通じての市民への啓発活動は、継続して行っていく。
小海町	緊急防災無線による住民への広報活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺被害などの予防、啓発のため、緊急防災無線により広報を随時行う。
佐久穂町	無線放送による注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・当町及び近隣市町村で特殊詐欺被害若しくは特殊詐欺の前兆電話等が発生した場合には、無線放送により注意喚起を呼びかける。
	街頭啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・年金支給日等に合わせて街頭啓発活動を実施（年5回程度）
川上村	防災行政無線及び有線放送による注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、消費生活センター等からの情報提供に基づき、防災行政無線、CATVにて特殊詐欺等消費者被害の注意喚起を実施。
南牧村	啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発チラシを広報誌とともに全戸配布 ・村内ケーブルテレビを利用した注意喚起の実施 ・地域包括支援センターへ、高齢者へ啓発チラシの配布を依頼 ・民生児童委員定例会での消費者問題ミニ説明会
南相木村	有線放送の実施及びパンフレットの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・有線放送による朝夜の定時放送での注意喚起を随時実施する。また、役場窓口付近に注意喚起や情報提供のパンフレットの設置を引き続き行う。
北相木村	有線放送のCATV文字放送での啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺の被害防止のため有線放送及びCATV文字放送での注意喚起を実施する。
軽井沢町	高齢者、障害者への注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者との接触機会の多い他課（保健福祉課等）と連携し、お宅訪問時等にチラシの配布や声掛けをする。
	チラシの隣組回覧、配布	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、パンフレット等を隣組回覧や配布し、特殊詐欺について、周知、注意喚起する。
	出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺等の被害防止のため、公民館等に出向き、実演をまじえた講演を行う。
御代田町	町内メール配信とチラシの各戸配布、町の広報誌による特殊詐欺の注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺などの情報を町内で回覧・配布し、広報誌へ関係記事を掲載し年数回注意喚起を行っている。昨年は、11月に町内で行われるイベントの際にマイナンバー詐欺についての説明会を行い、特殊詐欺被害が多発していることから併せて県が作成したチラシも配布した。
立科町	街頭啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・大型スーパーにおいて被害防止啓発活動（消費者の会）
	有線放送・回覧による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止啓発として注意喚起を有線放送等で呼び掛けるとともに、まる得情報等リーフレットを配布する。
長和町	告知放送等による住民への啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・町の文字放送（テレビ）、音声放送、広報誌等による啓発活動（随時） ・高齢者等が参加する行事での啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> ※いきいきサロン、敬老祝賀会 等 ・民生児童委員による高齢者宅への訪問活動 <ul style="list-style-type: none"> ※民生委員活動強化月間時（5月）に高齢者宅訪問を実施し声掛け等の啓発活動の実施
青木村	情報端末器（旧有線）にて放送を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊詐欺被害や前兆電話があった場合、警察署等からFAXにて連絡が入る。その都度、村の高速情報センターに依頼し、朝、昼、夜等の定時放送時で注意喚起をしています。
下諏訪町	消費生活センターの立ち上げ	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度より消費生活センターを立ち上げ、消費生活にかかわる様々な問題を、全国消費生活情報ネットワークシステムを活用しながら、より積極的に対応できる体制となった。
	防災無線とメールによる迅速な注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や警察から寄せられる、詐欺の予兆電話や不審な訪問者の情報を、迅速に放送、メール配信し、注意喚起を行っている。
	大型店舗での街頭啓	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の会が行っている、レジ袋削減キャンペーンとともに、特殊詐欺防止のチラシを配布し、積極的な街頭啓発を行っている。

市町村名	事業名等	事業内容等
富士見町	消費者被害防止対策機器導入補助事業の実施	・65歳以上の高齢者がいる世帯に対し、電話機に接続する自動通話録音装置の設置について、設置費用の8割（上限12,000円）を補助する。
原 村	広報啓発	・有線放送を利用した注意喚起を定期的に行う。
	街頭啓発活動	・消費者の会が年4回行うマイバック調査にあわせて街頭啓発を行う。村内ATMに特殊詐欺防止の啓発物（のぼり旗、注意喚起ポスター）を設置。
	見守りネットワーク組織の拡充強化	・子ども高齢者安全対策ネットワーク会議に参加し、高齢者の注意喚起を行う。
辰野町	町HP広報の実施	・県内等で特殊詐欺被害や消費者より不審電話等の情報提供があった際に町HPへ記事を載せ注意喚起を行う。
	消費者の会による朗読劇	・昨年に引き続き、消費者の会が行う特殊詐欺防止のための朗読劇に対し活用を設けるよう協力する。
箕輪町	高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク構成員の研修会の開催	・見守りネットワーク構成員の見守り力強化のための研修会を開催
	特殊詐欺啓発用グッズの作成	・特殊詐欺未然防止、早期発見、被害に遭った場合の対処等、特殊詐欺について理解しやすいグッズを作成・配付する
飯島町	有線放送の実施	・地元CATVにより、5月の消費者月間に合わせた放送を実施。また、7月中旬から1ヶ月程度文字放送による注意喚起を行う予定である。
南箕輪村	北殿衛生部消費者被害講話	・北殿衛生部出前講座実施。特殊詐欺被害防止ミニ講座実施。60名参加
	南原社協消費者被害講話	・南原社協出前講座実施。伊那警察署と協力して、特殊詐欺被害防止講話も実施。20名参加
	介護保険・国保前期高齢・後記高齢3制度説明会時消費者被害講話	・毎月1回、3制度説明会時の開催前にミニ講座として消費者被害、特殊詐欺について説明を実施。毎回10名～15名参加
	成人式啓発冊子配布	・新成人に啓発資料の配布による啓蒙活動
中川村	啓発活動	・自主番組の放送による啓発（5月） ・広報誌へ啓発記事の掲載及び啓発チラシの配布による注意喚起の実施（随時）
宮田村	注意喚起の広報の実施	・特殊詐欺被害及び前兆電話に関する連絡が近隣市町村や警察署から連絡があった場合に、防災無線などによる音声での注意喚起、メール配信システムによる注意喚起などを行っており、今後も継続する。
松川町	有線放送等による注意喚起の実施	・近隣で特殊詐欺による被害が発生した場合や、不審な電話が町内で確認された場合など、随時、有線放送等にて情報提供するとともに注意喚起を実施する。
高森町	有線放送及びケーブルテレビによる啓発活動	・防犯担当と連携し、特殊詐欺被害防止のための、注意喚起を促すため、有線放送で流す。（定時放送のほか、朝の話題等で取り上げてもらう。） ケーブルテレビの番組の空き時間に啓発DVDを繰り返し流している
	チラシの配布	・公共施設窓口に置く。 ・介護保険説明会や講演会などでチラシを配布する。
	出前講座等開催呼びかけ	・昨年度は民生児童委員会で研修したが、地域の集まりで話題にしてもらったり、出前講座の開催を呼び掛ける。
阿南町	有線放送の実施	・特殊詐欺被害及び前兆電話が町内及び近隣自治体で発生した場合、有線放送で注意喚起を1日3回放送する。
阿智村	注意喚起チラシの作成	・特殊詐欺被害及び前兆電話が急増したことに伴い、注意喚起のチラシを作成し、村内回覧で配布した。
	注意喚起の広報無線の放送	・特殊詐欺被害及び前兆電話が急増したことに伴い、注意喚起の広報無線を随時流した。

市町村名	事業名等	事業内容等
平谷村	注意喚起チラシの作成配布及び放送による注意喚起	・特殊詐欺被害及び前兆電話が急増したことに伴い、パンフレットや文書を村内各戸に配布し、注意を呼びかける。村内または、近隣市町村で被害があった場合、夕方の放送で注意を呼びかける。
根羽村	有線放送の実施	・特殊詐欺被害及び前兆電話が急増したことに伴い、有線放送で注意喚起を毎月数回放送する。
下條村	音声告知放送等での啓発	・村内音声告知放送等での啓発、広報誌への注意喚起の掲載、くらしまる得情報の配布。 ・警察署から送られてくる情報（近隣町村での前兆電話と思われるものがあったなど）により、啓発放送等を随時追加。
売木村	青少年防犯関係者連絡会議	・青少年防犯関係者の連絡調整、警察署を講師に講話広聴(管内消費者トラブルの傾向と注意等)。
	有線放送の実施	・必要に応じて、特殊詐欺等の注意喚起を放送。
天龍村	出前講座での消費生活関係の講座を開催	・特殊詐欺の前兆被害が増加していることから、村の有志が集う会に消費生活センターより職員を派遣して頂き、講座を開催する。（有志から希望があった際に）
	広報誌への掲載	・特殊詐欺の増加に伴い、注意喚起として村の広報誌へ掲載し啓発活動をする。（年3回）
泰阜村	広報無線による放送及びCATVによる周知チラシの配布	・消費者月間の5月中に注意喚起の無線放送を数日実施。 ・CATVによる放送を1週間実施。 ・民生委員、福祉関係者等による高齢者宅へチラシの配布啓発活動
喬木村	特殊詐欺被害防止啓発	・CMを作成し村ケーブルテレビで放映 喬木村消費者の会、喬木駐在所と協力し、啓発CMを作成する。7月からCM作成に取り掛かり、秋頃に村ケーブルテレビにて放映の予定。
豊丘村	特殊詐欺防止講習会	・高齢者クラブや社会福祉協議会と連携し、高齢者を対象とした講習会を実施予定。
大鹿村	DVDの活用	・消費者被害防止啓発DVD 「信州だまされない宣言」を村のCATVで随時放映。
	同報無線及びCATV文字放送での周知	・同報無線及びCATVの文字放送にて注意喚起を実施した。
上松町	有線放送の実施及び、広報紙での注意喚起	・強引な訪問買取業者への注意喚起を有線放送にて3日間朝夕放送した。また町広報誌に特殊詐欺及び訪問買取に係る注意喚起文を掲載した。
	広報誌による、長野財務事務所相談窓口の周知、チラシの設置	・長野県財務事務所が設置している悪質な投資勧誘や架空請求詐欺等の無料相談窓口の案内を町広報誌に掲載する。また、詐欺的な投資勧誘に関するチラシを役場内に設置する。
	訓練型特殊詐欺対応講座の参加	・木曽郡消費者の会連絡会総会とともに行われた、県職員による出前講座に参加した。また、講座終了後、県職員を交えた意見交換会を行った。
南木曾町	無線放送、広報誌及びCATVによる啓発活動の実施	・無線放送、広報誌及びCATVによる注意喚起を実施。
木曾町	役場だよりによる啓発	・4/25役場だよりにて、特殊詐欺被害防止について啓発記事を掲載し、全戸配布。
木祖村	民生児童委員等に対する周知（高齢者見守りネットワークの活動）	・月1回開催される民生児童委員協議会定例会を「高齢者見守りネットワーク」の話し合いの場と定め、「見守り新鮮情報」を配布、村内、郡内で事例が発生した場合には詳細を説明し、民生児童委員やケアマネージャー等に対する啓発に努めてきた。 また、委員から相談があった際は、聞き取りをおこない対応している。（H26年度～現在）
王滝村	啓発活動	・村内や近隣町村で怪しい電話や被害等があった場合には、無線広報で注意喚起を行う。 ・その他、定期的に役場だより（毎月15日発行）で紙面による啓発活動を実施。
大桑村	音声放送による啓発	・警察などから特殊詐欺の前兆事例が発生したと連絡を受けた際に、音声放送で住民へ広報を行っている。
	チラシ配布による啓	・詐欺被害防止に関するチラシを全戸配布し、啓発を行う。

市町村名	事業名等	事業内容等
麻績村	有線放送の実施及び 広報紙に掲載の実施	・特殊詐欺被害及び前兆電話が急増したことに伴い、有線放送を定期的に行い、年4回発行される広報紙に掲載し、住民の方への注意喚起を強化することとした。
生坂村	防災無線放送の実施 及びチラシ配布の実施	・定期的な防災行政無線による放送やチラシの全戸配布を実施し、注意喚起を図る。
山形村	広報掲載活動 中信消費生活センター、警察署との情報共有	・広報掲載、村全戸への配布。 ・中信消費生活センターへの斡旋。 ・警察との情報共有。
朝日村	有線放送の実施及び、 回覧板による特殊詐欺被害防止のための注意喚起の実施	・特殊詐欺が疑われる電話等の相談を受けた際に、村内へ有線放送を行うとともに、村民が被害にあわないよう注意喚起を回覧板にて実施。 ・また回覧板では特殊詐欺に関する情報を村民へ提供。
筑北村	広報誌によるお知らせ	・村内に住まいの高齢者が特殊詐欺に会わないように広報誌により、注意を促す。
池田町	広報等による注意喚起	・リーフレット等の配布、放送による注意喚起、広報誌による事例紹介などを実施予定
	民生児童委員の訪問	・民生児童委員による高齢者世帯を中心とした個別訪問を実施予定
松川村	防災無線・広報誌での 情報提供及び啓発の実施	・大町警察署からの特殊詐欺被害情報・前兆電話等の情報提供があった場合はただちに防災無線を通じての注意喚起を行っている。 ・村広報誌「まつかわ」5月号に、県内での被害状況や傾向を掲載し、住民の意識高揚に努める。
白馬村	無線放送、個別受信機への 緊急啓発放送の実施	・特殊詐欺被害及び前兆電話が発生した場合に、無線放送で注意喚起を毎日3回放送した。 ・広報誌へ親戚・近隣への声かけを呼びかける啓発活動を実施した。
	特殊詐欺被害防止用 啓発パンフレットの配布	・敬老会の折りに特殊詐欺被害防止用啓発パンフレットを配布する。
小谷村	音声告知放送による 注意喚起及び啓発資料の各戸回覧	・県内及び管内において特殊詐欺被害及び前兆電話が発生したことに伴い、音声告知放送で注意喚起を放送するとともに、啓発資料を村内回覧し、村内全域において注意喚起を都度実施。
坂城町	街頭啓発及び金融機関 防犯診断啓発	・10月と12月に坂城駅前リーフレット等を配布し、街頭啓発活動を行う。 ・10月に町内の金融機関を巡回し、特殊詐欺等の防止について協力を呼びかける。
小布施町	「広報おぶせ」での お知らせ	・特殊詐欺等に注意するよう、同報無線で住民の皆さんに呼びかける。(警察署から近隣で特殊詐欺等の電話がかかっているとの要請を受ける)
	民生委員の訪問	・毎月1回、民生委員が一人暮らし高齢者宅を訪問しています。その際にチラシをお配りし、注意喚起を行っています。
	老人クラブ連合会で チラシ等の配布や啓発	・老人クラブ連合会総会等の折、チラシを配って注意喚起を行います。
	敬老会で チラシ等の配布や啓発	・敬老会でチラシをお配りし、注意喚起を行います。
	町防犯指導員会で 街頭啓発	・町防犯指導員会で、小布施駅前や新生病院前、金融機関前で注意喚起のチラシを警察と連携して街頭啓発を行います。
高山村	広報誌掲載の実施及び 情報無線の実施	・特殊詐欺に対する注意喚起を促す記事の掲載(8月号) ・情報無線は定期的に放送し、不審電話が相次いでいる際には、随時放送。
山ノ内町	悪質商法・振込め詐欺等 防止協力員研修会	・協力員及び相談員へ対する研修会を、毎年2回実施。
	広報山ノ内への掲載	・年に数回、町内または近隣にて特殊詐欺が発生した場合、山ノ内町の広報紙へ情報を掲載。

市町村名	事業名等	事業内容等
木島平村	特殊詐欺及び消費者被害防止の講演会	・地域の老人クラブで特殊詐欺及び消費者被害防止の講演する（講師 村消費者保護担当者）
	ケーブルテレビを利用した啓発	・ケーブルテレビで、定期的に啓発番組（DVD）を放送し注意喚起する
	村消費者の会会員による啓発用チラシの配布、声かけ	・消費者の会会員が地区の住民に啓発用チラシを配布しながら声かけを行う
	民生児童委員による啓発用チラシの配布、声かけ	・民生児童委員が高齢世帯に啓発チラシを配布しながら声かけを行う
	広報誌による被害防止の啓発	・広報誌に被害を防止する記事を掲載
	チラシによる被害防止の啓発	・広報誌発行時に被害を防止するチラシを全戸配布
	特殊詐欺被害防止の放送劇による注意喚起	・消費者の会による特殊詐欺被害防止についての放送劇をケーブルテレビで放送し注意喚起する
野沢温泉村	有線放送の実施	・特殊詐欺被害件数が依然として増加していることから、有線放送を通じ注意喚起を定期的実施する。
	広報誌による啓発	・特殊詐欺被害件数が依然として増加していることから、村広報誌にて定期的注意喚起を実施する。
	民生児童委員との協力連携	・担当地区の訪問時に、声かけ等により注意喚起を行う。
信濃町	町内放送（オフトーク放送）による被害予防啓発	・特殊詐欺被害の防止に関する注意喚起放送の実施（年に1回）
飯綱町	全町用無線放送の実施及び広報紙「いいづな通信」くらしの情報へ関連記事を年3回掲載する	・特に高齢者が特殊詐欺にあわないように無線放送による呼びかけを適宜行なうとともに関連記事を9月、12月、3月に掲載する
	役場内の関係課との連携	・地域包括支援センターとの情報交換・共有等を行なう
小川村	有線放送の実施 村広報誌掲載	・特殊詐欺被害及び前兆電話が発生した際、即時有線放送にて注意喚起を行う。 ・村広報誌においても必要に応じて注意喚起を行う。
栄村	チラシの配布	・窓口等で注意喚起のチラシを配布している。
	寸劇にて啓発活動	・防犯協会女性部により特殊詐欺に関する寸劇を発表し高齢者への注意を呼び掛けている。
	告知放送での周知	・近隣市町村で詐欺事件等が発生した際または、不審電話等があった際に、村内へ告知放送等で周知する。

特殊詐欺抑止対策について

※ 県及び県警等が実施する取組で効果的と思われる取組

機関・団体名	取組内容
(一社) 長野県薬剤師会	○ 自宅の電話を留守番電話設定にする、電話帳へ掲載された番号の削除を行う等、身を守るための具体策の周知並びに広報活動。
長野県民生委員児童委員協議会連合会	○ 訓練型出前講座
(公財) 長野県長寿社会開発センター	○ 地域住民や関係団体等と連携、協働で行う。 地域の情勢に応じた対策の推進
長野県消費者団体連絡協議会	○ 根本的には高齢者を孤独にしない地域の仕組みが必要ですが、相談窓口を気軽にだれでも活用できるように繰り返し広報していく事が金融機関などの水際作戦と併せて重要だと考えます。
長野県弁護士会	○ テレビ、ラジオCMによる注意喚起
長野県信用金庫協会	○ 金融機関、警察等へ気軽に相談ができるPR活動の推進。 ○ 警察による特殊詐欺被害防止の職員向け「出前講座」の開催。
長野県労働金庫	○ 引き続き、所轄警察署と営業店窓口との連携プレーをお願いします。
(一社) 日本ケーブルテレビ連盟信越支部長野県協議会	○ CM対応が可能であれば、全県ケーブル局にて放送可能です。
読売新聞長野支局	○ 金融機関に対する水際での被害防止の働き掛け。